

マンション管理適正化推進計画について

背景

(1) マンション管理適正化法の改正

マンション管理の適正化の推進のため、国による基本方針の策定、地方公共団体による計画の策定、指導・助言等の制度等を創設。

【作成主体:国】 法第3条

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針

【事務主体:道(町村の区域内)又は市】 法第5条の2

助言・指導及び勧告

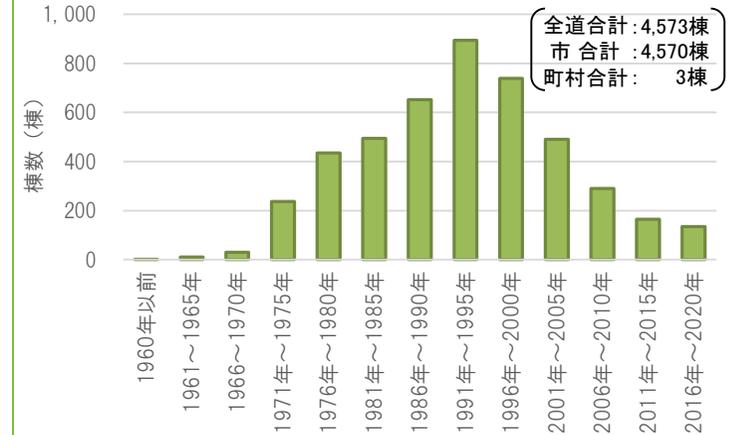
【作成主体:道(町村の区域内)又は市】 法第3条の2

(任意)
マンション管理適正化推進計画

【事務主体:道(町村の区域内)又は市】 法第5条の4

管理計画認定制度

(2) 道内の建築時期別マンション棟数(R2時点)



検討の方針

○策定目的

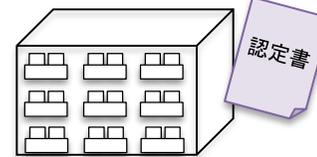
北海道住生活基本計画に基づき、マンションの適切な維持管理に向けた支援を行うため計画を策定

○目標

道内全体のマンション管理の適正化を図る

○施策等

- ・町村の区域を対象としたマンション管理計画認定の実施
- ・市町村等と連携を図り、市の区域も含めて施策を講じることを検討
(マンション管理に係る講習会の実施や相談窓口の開設、WEBで情報発信、など)
- ・マンションが立地する市がマンション管理適正化推進計画を策定するよう促す(市等との連絡会議、など)



スケジュール

